

第 22 回 協議会資料

1. 登録の変更（報告）	1
2. 副会長の選任について（協議）	1
3. 第 21 回協議会議事要旨の確認（報告）	2
4. 活動報告について（報告）	3
5. B 区間の整備について（報告）	6
6. 公募委員の募集要項について（協議）	10
7. 委員継続意思の確認について（協議）	11
8. A 区間の維持管理について（意見交換）	12
9. 自然再生協議会全体の活動経緯（参考）	13

平成 24 年 3 月 10 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 登録の変更（報告）

①副会長 個人 ひらい ゆきひろ（平井 幸弘） → 専門委員 個人 ひらい ゆきひろ（平井 幸弘）

2. 副会長の選任について（協議）

以 上

3. 第21回協議会議事要旨の確認（報告）

(1) 日時：平成22年7月31日（土）13:30～15:30

(2) 会場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

(3) 議事：

- ① 開会
- ② 委員の交代・登録の変更
- ③ 第20回協議会の結果
- ④ 活動報告について
- ⑤ B区間の事業について(案)
- ⑥ 自然再生協議会全体スケジュール
- ⑦ 閉会

(4) 議事要旨

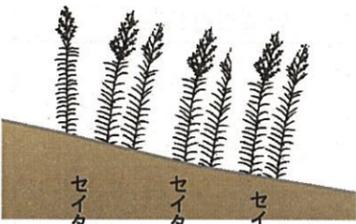
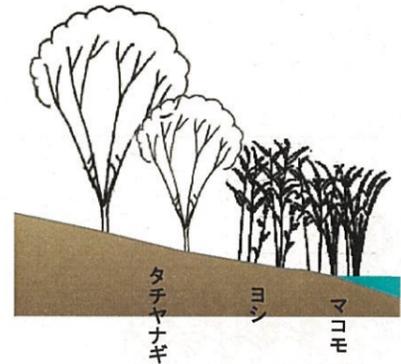
- ①委員の交代・登録の変更
 - ・委員の交代・登録の変更について報告を行った
- ②第20回協議会の結果（確認事項）
 - ・第20回協議会の議事要旨（案）と議事録（案）については承認された。
 - ・第20回協議会のA区間の報告（植物調査）について追加資料で補足説明が行われた。
- ③A区間の協働事業活動報告（報告事項）
 - ・グラウンドワークの委員から、観察路の整備や水生植物の植栽などの実施報告が行われた。
- ④A区間の調査報告（報告事項）
 - ・環境科学センターより、A区間の植物について調査報告が行われた。
- ⑤B区間の事業について（協議事項）
 - ・B区間の原案について協議を行った。次回開催時には、最終的な図面の提示を行うことで了承された。
 - ・主な意見
 - ・A地区にも関すること：素堀側溝について
 - ・B地区：開口部の幅について
- ⑥自然再生協議会全体スケジュール
 - ・次回協議会は、事務局案としては、本協議会と同時期の平成23年7月に開催する予定である。
- ⑦自然再生協議会議事録公開について
 - ・公開は議事録ではなく、議事要旨とする方が良い。

4. 活動報告について (報告)

① 現状の植生の評価方法について (1/2)

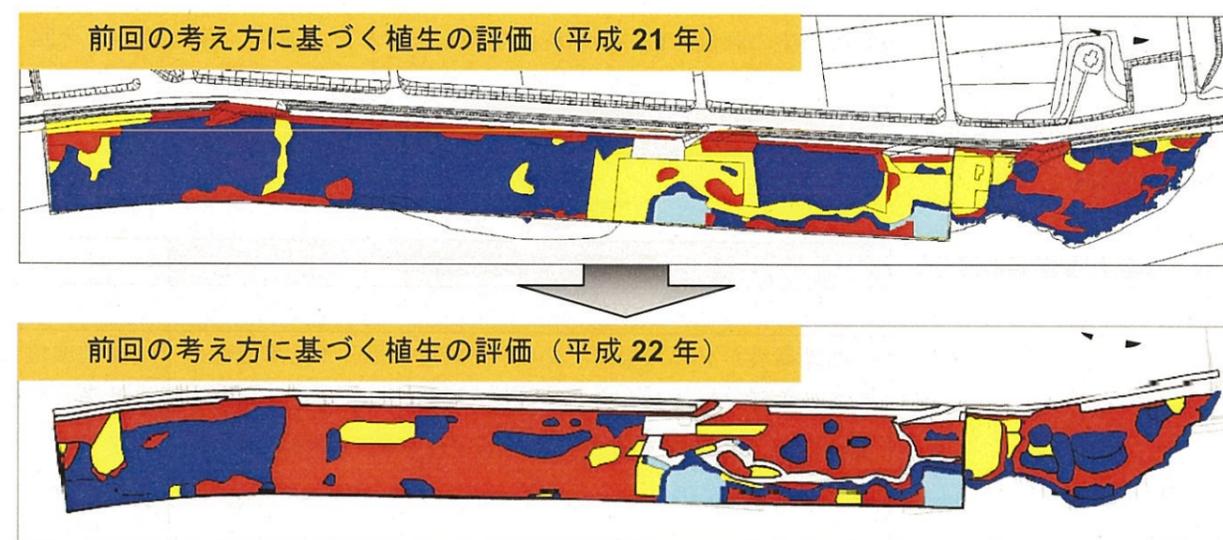
(1) 前回 (第 21 回) における評価の考え方

これまで経年的な植生図によって、事業実施前後での植生の変遷を示してきた。しかし、植生の区分が多く、複雑で一般の方には分かりにくいという意見もあったことから、A 区間における現状の植生を「目標像との比較」として分かりやすく示すため、植生区分を以下の 3 区分に類型化することによって、現状の植生の評価を行った。

植生管理が必要な場所	経過観察が必要な場所	目標に達した場所
		
 <p>セイトカアワダチソウ セイトカアワダチソウ セイトカアワダチソウ</p>	 <p>クス オオクサキビ</p>	 <p>タチヤナギ ヨシ マコモ</p>
<p>セイトカアワダチソウ等の外来種が生育し、植生の管理が必要と考えられる</p>	<p>オオクサキビ等の一年生草本群落が成立しており、遷移途上である。</p>	<p>地盤高に応じ、目標とする植生が成立している。</p>

(2) 前回 (第 21 回) の考え方に基づいた平成 22 年度の植生の評価結果

前回 (第 21 回) の協議会で示した考え方に基づき、平成 22 年度の植生図を 3 区分に類型化して評価を行った。その結果を、平成 21 年度の植生図の評価結果とともに、以下に示す。



(3) 検討結果

平成 21 年及び 22 年の評価結果を比較すると、平成 21 年時点で「目標に達した場所」と評価されていた箇所の多くが「植生管理が必要な場所」に置き換わっている。その多くはヤナギ林が減退し、セイトカアワダチソウが繁茂していたものである。平成 22 年の夏季における高温、小雨等により乾燥化が進行し、セイトカアワダチソウ群落が増大したものと推定される。

これらの結果をもとに再検討した結果、評価区分の名称を変更することが適しているとの検討結果を得た。

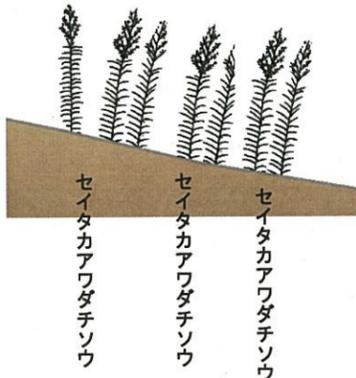
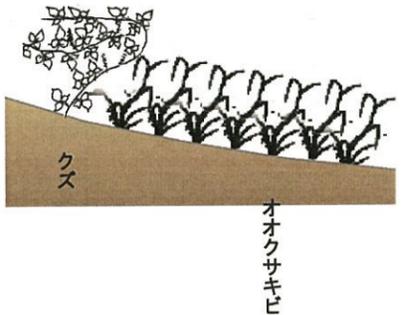
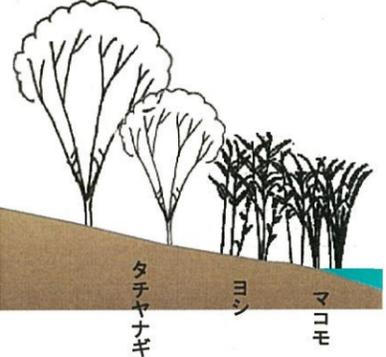
	
<p>平成 21 年度 タチヤナギ群集 (低木林)</p>	<p>平成 22 年度 セイトカアワダチソウ群落</p>
<p>A 区間における植生の変化の例</p>	

① 現状の植生の評価方法について (2/2)

(4) 現状の植生の評価区分の変更結果

- ・ 植物群落は環境条件の変化等によって遷移するものであり、「目標に達した」とされる場所であっても変化する可能性がある。
- ・ 「目標に達した」、「植生管理は不要」等の表現は、一般の方にその群落は遷移しないという誤解を与えるおそれがある。

以上の検討結果に基づき、現状の植生の評価の区分の名称の見直しを行った。前回（第21回）と今回（第22回）の対比は以下の通りである。

【前回（第21回）における評価の区分】	植生管理が必要な場所	経過観察が必要な場所	目標に達した場所
【今回の新たな評価の区分】	湿地環境が必要な場所	湿地環境の初期段階の場所	短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所
<p>湿地環境が必要な場所であり、在来種を駆逐する可能性のある外来種（セイタカアワダチソウ）の群落、あるいはそのような群落に推移する可能性が高い外来種の群落の植生が確認された。</p>	<p>湿地環境までに至っていない場所であり、イヌビエーオオクサキビ群落等の植生が確認された。例えば、イヌビエーオオクサキビ群落等の一年生草本群落は、今後ヨシ群落等の抽水植物群落への推移が期待される。いずれにしても遷移途中で、比較的短期で他の植物群落に置き換わる可能性があると考えられる。</p>	<p>以下の6種類の群落の植生が確認された場所である。短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所であると評価できる。</p> <p>(1) 沈水植物群落：マツモ群落 等 (2) 浮葉植物群落：ヒシ群落 等 (3) ヒメガマ群落：ヒメガマ群落 (4) 湿生植物群落：ヨシ群落、カサスゲーヨシ群落、マツカサススキ群落、イ群落 等 (5) オギ群落：オギ群落 (6) ヤナギ等の樹林：ヤナギ林、落葉広葉樹群落</p>	
			

② 現状の植生の評価（平成22年）

平成22年10月作成の植生図に基づき、目標に対するA区間の現状の植生を評価した。

＜現状の植生の評価＞

植生の評価は、平成22年の植生図（右下図）に基づき、以下の3つに分類し、「植生の評価」（右上図）に示した。

湿地環境が必要な場所

湿地環境が必要な場所であり、在来種を駆逐する可能性のある外来種（セイタカアワダチソウ）の群落、あるいはそのような群落に推移する可能性が高い外来種の群落の植生が確認された。

湿地環境の初期段階の場所

湿地環境までに至っていない場所であり、クズ群落、イヌビエ-オオクサキビ群落等の植生が確認された。

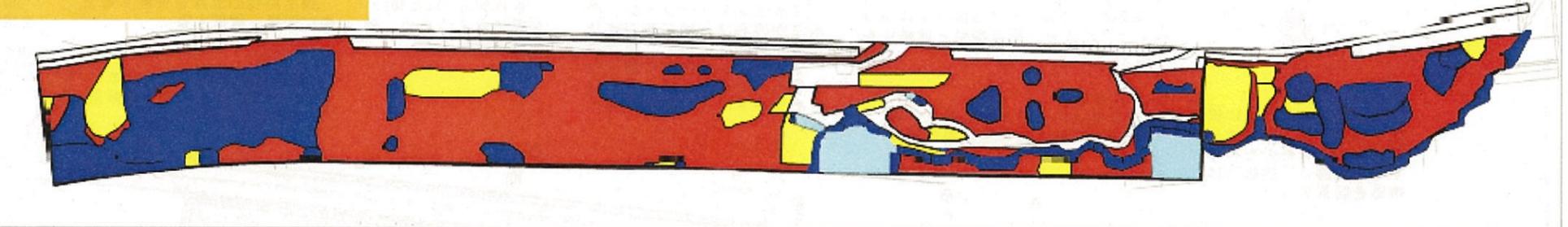
例えば、イヌビエ-オオクサキビ群落等の一年生草本群落は、今後ヨシ群落等の抽水植物群落への推移が期待される。

短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所

以下の6種類の群落の植生が確認された場所である。短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所であると評価できる。

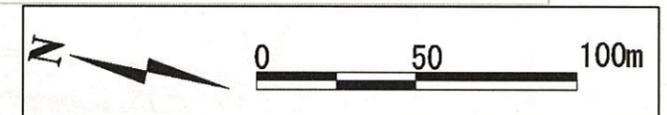
- (1) 沈水植物群落：マツモ群落 等
- (2) 浮葉植物群落：ヒシ群落 等
- (3) ヒメガマ群落：ヒメガマ群落
- (4) 湿生植物群落：ヨシ群落、カサスゲーヨシ群落、マツカサススキ群落、イ群落 等
- (5) オギ群落：オギ群落
- (6) ヤナギ等の樹林：ヤナギ林、落葉広葉樹群落

植生の評価（平成22年）

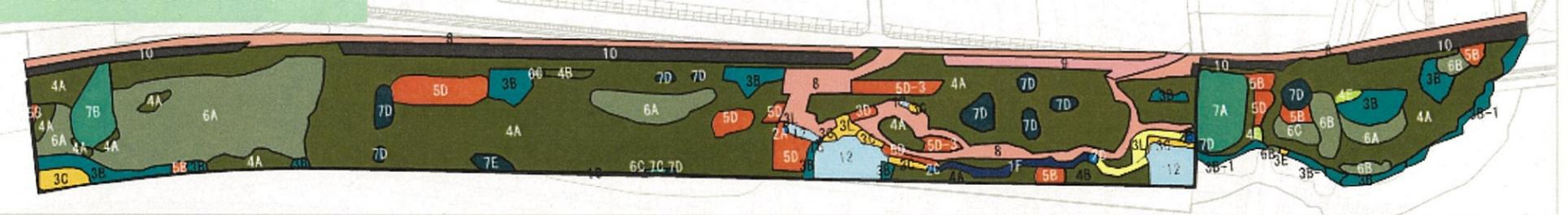


凡例

- 湿地環境が必要な場所
- 湿地環境の初期段階の場所
- 短期的には多少の変動はあるが、湿地環境としてほぼ安定した場所
- 開放水面



植生図（平成22年）

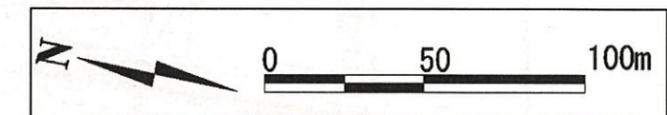


- 沈水植物群落**
- 1F マツモ群落
- 1G ヤナギモ群落
- 浮葉植物群落**
- 2A ヒシ群落
- 2B アサザ群落
- 2C トチカガミ群落
- 抽水植物群落**
- 3B ヨシ群落
- 3B-1 ヨシ群落(先駆的)
- 3C ヒメガマ群落
- 3E マコモ群落
- 3L マツカサススキ群落

- セイタカアワダチソウ群落**
- 4A セイタカアワダチソウ群落
- 4B ヨシ-セイタカアワダチソウ群落
- 多年生草本群落**
- 4E オギ群落
- 一年生草本群落**
- 5B カナムグラ群落
- 5D イヌビエ-オオクサキビ群落
- 5D-3 イヌビエ-オオクサキビ群落(アキノエノコログサ混生タイプ)

- ヤナギ林**
- 6A タチヤナギ群集(低木林)
- 6B ジャヤナギ-アカメヤナギ群集
- 6C ジャヤナギ-アカメヤナギ群集(低木林)
- 低・亜高木林(ヤナギ林を除く)**
- 7A アズマネザサ群落
- 7B クズ群落
- 7C ノイバラ群落
- 7D 落葉広葉樹群落
- 7E ヤマグワ群落(低木林)

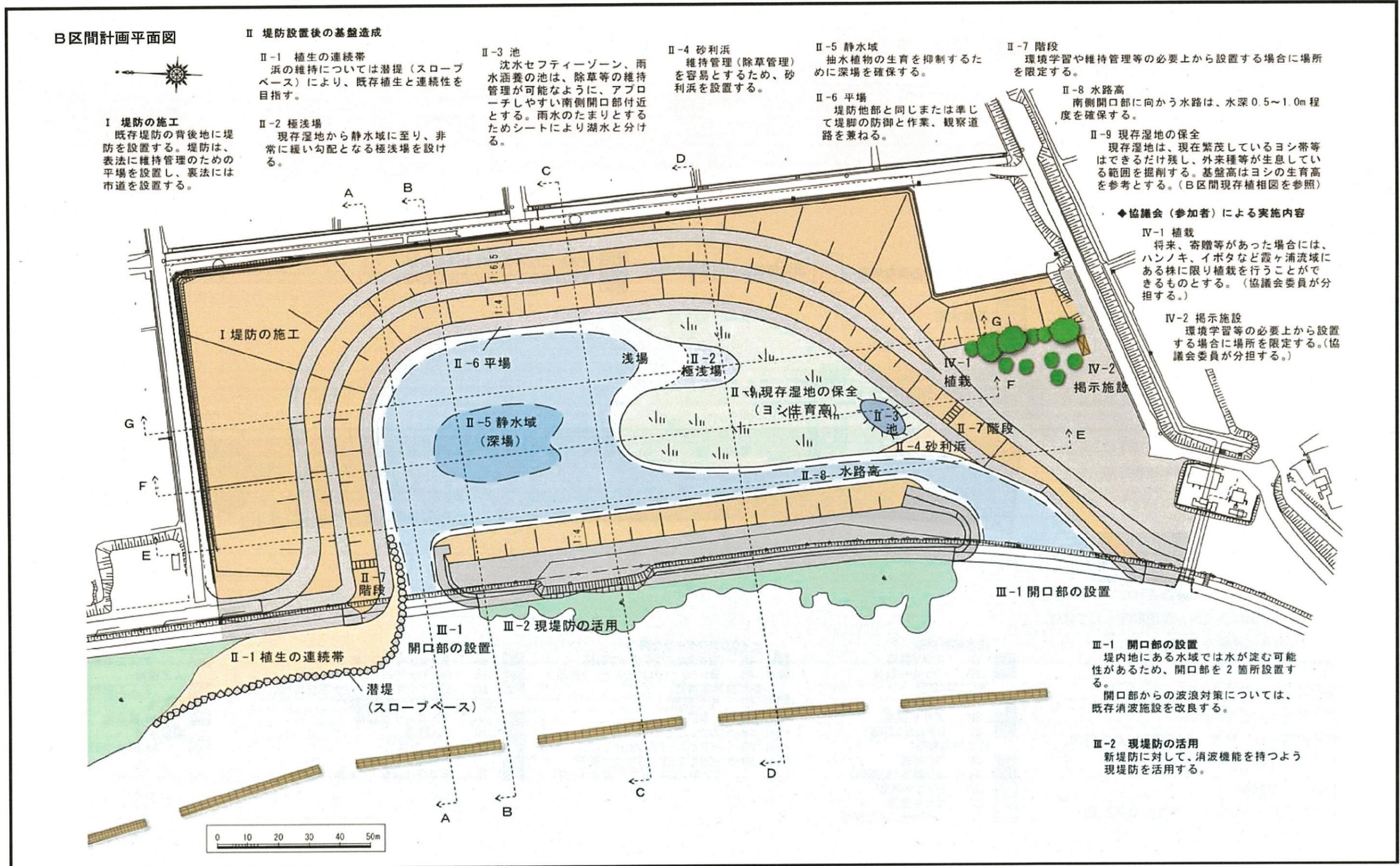
- 人工草地**
- 8 人工草地
- 人工裸地**
- 9 人工裸地
- 構造物**
- 10 構造物
- 開放水面**
- 12 開放水面



— は外来種

5. B区間の整備について（報告）

B区間の計画平面図 <自然再生事業実施計画書【B区間】（平成19年9月）より>



B区間の基盤整備の進め方 <自然再生事業実施計画書【B区間】(平成19年9月)より>

国土交通省が行う基盤整備の進め方

B区間の自然再生事業に必要となる工事は、築堤の施工、開口部の掘削による湾入部地形の形成である。以下に「B区間における施工」として、この湾入部地形に関連する施工について記す。

○B区間の施工の進め方フロー

○施工前調査(すでに終了)

- ①地形測量：地形の変化を把握するため、ヤード及び湖岸の地形を測量する。
- ②植生調査：植生の変化を把握するため、ヤード及び湖岸の植生を調査する。
- ③土壌調査：ヤード内の土砂が再利用可能か土質を調査する。
- ④底質調査：湾入部内及びヤード前面水域の底質の変化を把握するため、底質の粒径を調べる。
- ⑤魚類産卵場調査：現況の周辺湖岸における産卵場としての利用状況を調べる。

1. 堤防の施工 (模式図①)

- ・新堤防は、浚渫処理ヤードの官民境界沿いに築堤する。



2. 堤防施工から3年後に基盤整備 (模式図②)

- ・堤内地は、現存の在来湿地環境をできるだけ残す。
- ・堤内地においては、浚渫土の流出の恐れがあるため、表土の置き換えを行う。
- ・池、砂利浜、浅場、深場、静水域等の微地形の造成で、多様な環境を創出する。



3. 開口部の設置及び現堤防の活用 (模式図③)

- ・既存の植生帯を残し、水域が淀まないよう開口部を2箇所設置する。
- ・開口部からの波浪対策については、既存消波施設を改良する。
- ・新堤防に対して、消波機能を持つよう現堤防を活用する。



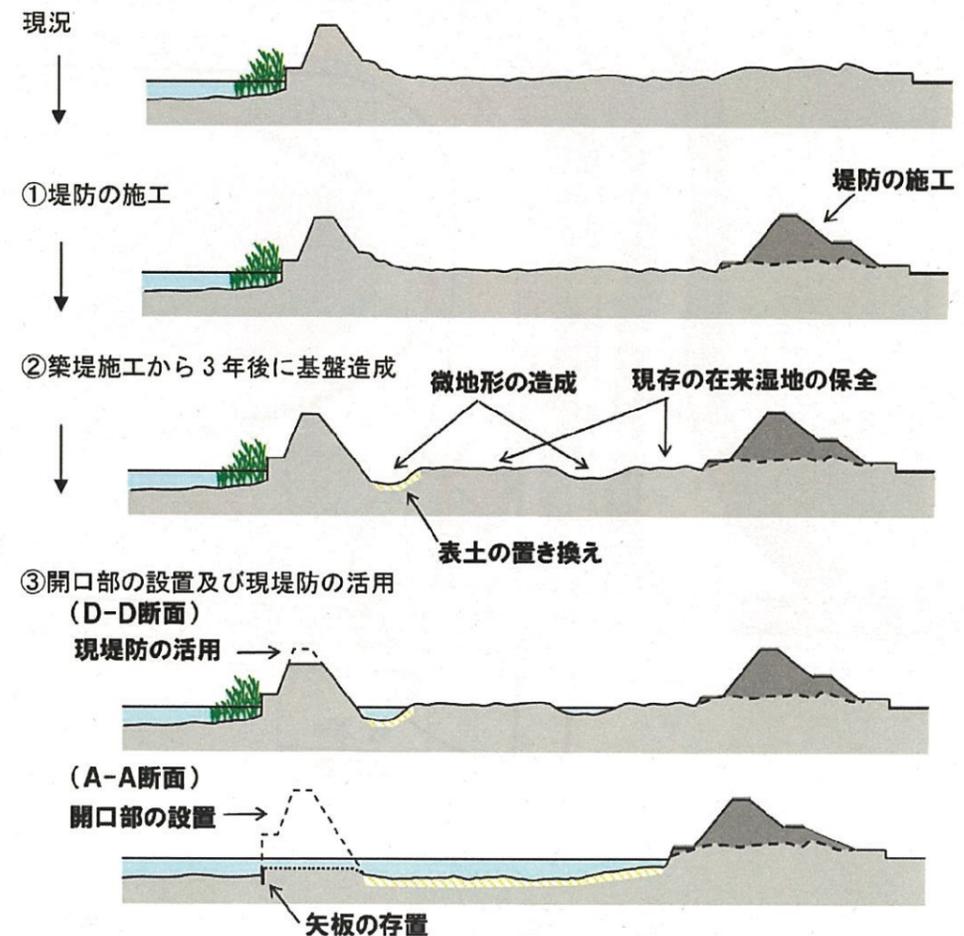
モニタリング実施【協議会(参加者)による】

- ・地形変化、植生等の状況をモニタリングし、必要に応じて対策を検討する。

○配慮事項

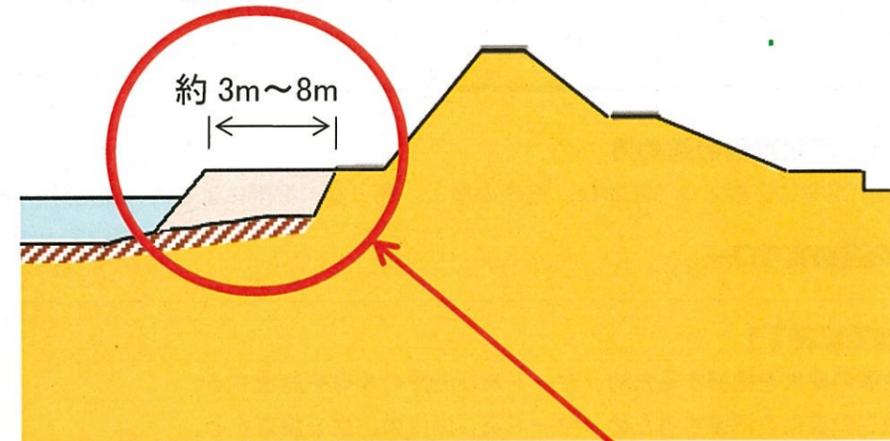
- ①ワカサギ・シラウオの産卵環境への配慮
 - ・ワカサギ、シラウオの産卵場への影響を回避するため、開口部周辺は、必要に応じ覆砂を行う。
- ②希少植物への配慮
 - ・ジョウロスゲ、ミコシガヤを確認した場合は、移植などの適切な処置を行う。
- ③ゴミ不法投棄への配慮
 - ・浚渫処理ヤードへのゴミ不法投棄を防ぐため、車の進入防止策等の対策を行う。

○B区間施工手順横断模式図

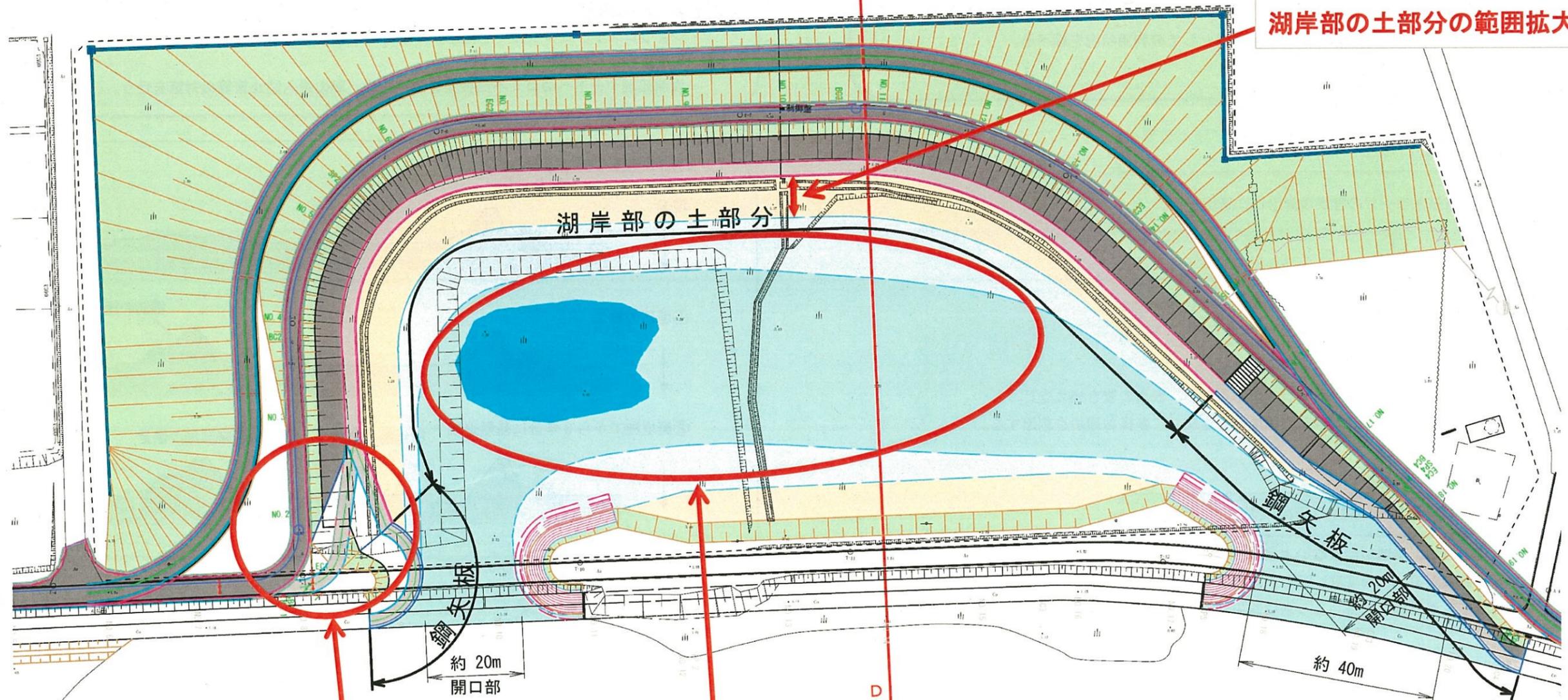


B区間の整備について

- ・維持管理に過度な負担がかからないようにする。
- ・維持管理の作業性を考慮し、搬路を設置する。
- ・治水機能を確保した上で、順応的管理が行えるようにする。
- ・水域部分が埋まりにくいようにする。
- ・鋼矢板の打設を、できるだけ少なくする。



主な修正点



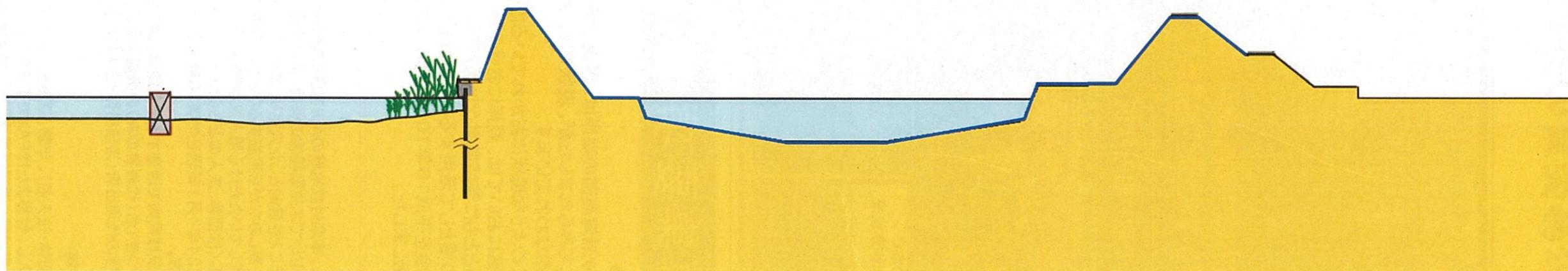
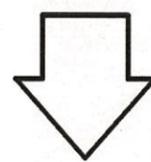
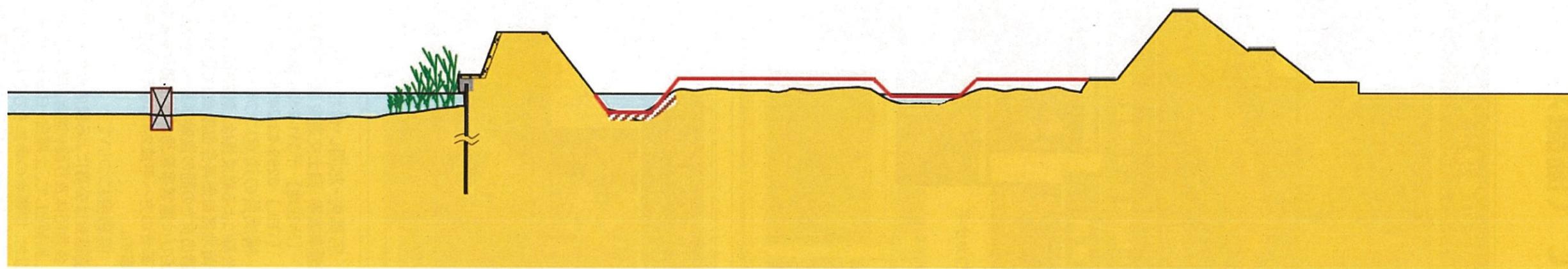
湖岸部の土部分の範囲拡大

搬路 (追加)

水域部分の範囲拡大

※必要に応じて洗掘の対策をします。

【D-D断面】

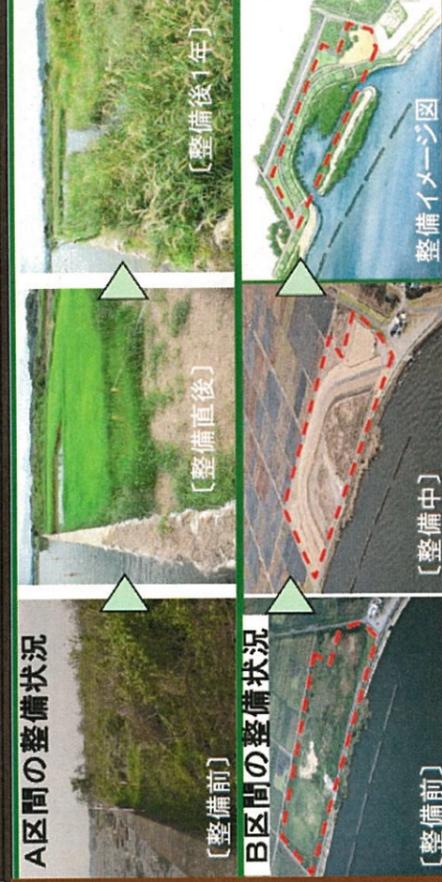


※ 必要に応じて洗堀の対策をします。

6. 公募委員の募集要項について（協議）



自然再生事業地内での多様な水深帯等の造成状況



協働事業の取り組み状況

【A区間の協働事業では新たな水域の施工や維持管理、環境学習の活動に取り組んでいます】

施工や維持管理



浮葉植物などが生育・繁殖できる場の創出状況



ワンド間をつなぐ水路掘削作業状況



ワンド周辺での除草作業状況

観察会



ワンド内魚類観察



ワカサギ



区域内植物観察



■ 募集要項

◆ 趣旨 ◆

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられましたが、現状では、湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれています。

このため、このような現状におかれている霞ヶ浦湾奥部の田村・沖宿・戸崎地区においては、湖岸におけるかつての多様な自然環境を再生するとともに茨城県霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習等の場として活用することを目的とし、自然再生推進法に基づき協議会を平成16年10月31日に設置し、湖岸環境の再生を図ることとしました。

1. 応募資格

趣旨に賛同し、事業対象地域のA,B区間の維持管理を中心に議論を行い、また、A区間において水生動植物の保護・育成や花が咲く植物を植えるなど植生管理を行うことを目的とした穴掘り、草むしり、ゴミ拾い、道作り、看板作りなど自然を楽しみながら実施するなどの実作業においても主体的かつ継続的な参加をしていただける個人又は団体・法人。

応募は個人若しくは団体・法人のどちらからか一方でも願います。

【個人】平成24年4月1日現在で満18歳以上の、茨城県内の在住者または在勤者の方。

【団体・法人】茨城県内で活動する市民団体、NPO法人、その他の法人。1団体・法人につき1名(代表者のみ)の構成員登録となりますが、協議会では構成員登録者の代理出席(当該団体・法人に所属する者に限る。)を可とします。

2. 応募方法等

住所、氏名(団体・法人名)、年齢、連絡先、応募の動機など**応募用紙**に必要事項を記入し、封書またはFAXで平成24年5月30日までに応募してください。応募用紙は霞ヶ浦河川事務所、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、水資源機構根川下流総合管理所で入手することができます。なお、霞ヶ浦河川事務所ホームページでも入手することができます。

■ 事業対象地区 (田村・沖宿戸崎地区)



3 応募先・お問い合わせ先

運営事務局: 国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課
【所在地】〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

【TEL】 0299-63-2415 【FAX】 0299-63-2495

4 構成員の決定について

公募による構成員は、第23回の「霞ヶ浦田村・沖宿戸崎地区自然再生協議会」で選出します。

選出までの間の協働事業への参加は、協議会会長ならびに運営事務局が資格要件を確認致しまして、応募者の方へ平成24年6月中旬を目途にご連絡致します。

5 協議会について

協議会は公募による構成員の他、学識経験者、地方公共団体及び霞ヶ浦河川事務所の職員等で組織し、原則として、土曜日・日曜日・休日に開催します。なお、協議会の参加及び維持管理にあたって必要となる交通費等、一切の経費は、応募された方々の自己負担(ゴミ等の処分費除く)とさせていただきます。

運営事務局：国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 行

【TEL】 0299-63-2415 【FAX】 0299-63-2495

「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」委員
応募用紙

1. 団体名、法人名	2. 所在地

※上記は個人の方は記入の必要がありません。

3. ご氏名 (団体、法人の場合は代表者名及び役職を記入)	4. 性別	5. 年齢	6. 電話番号
	男・女	歳	
7. 住所		8. 電子メールアドレス (お持ちの方)	

9. 応募の動機、田村・沖宿戸崎地区の自然再生に向けて取組みたい内容と、それに対し自ら何が出来るか。 応募の動機：
田村・沖宿戸崎地区の自然再生に向けて取組みたい内容：
取組みたい内容に対し自ら何が出来るか：
10. 地域で自然環境に関する活動歴がある場合は、その内容。

7. 委員継続意思の確認について (協議)

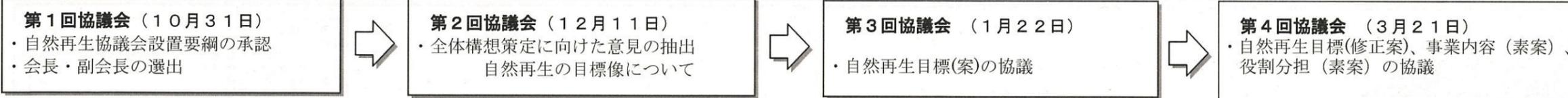
- ・「退会」される場合に事務局に届出する
(事務局に届出しない限り自動継続する) ことについて

8. A区間の維持管理について(意見交換)

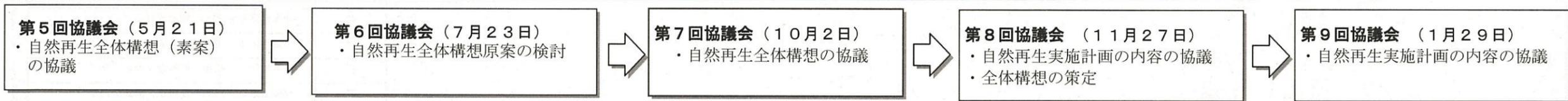


9. 自然再生協議会全体の活動経緯 (参考)

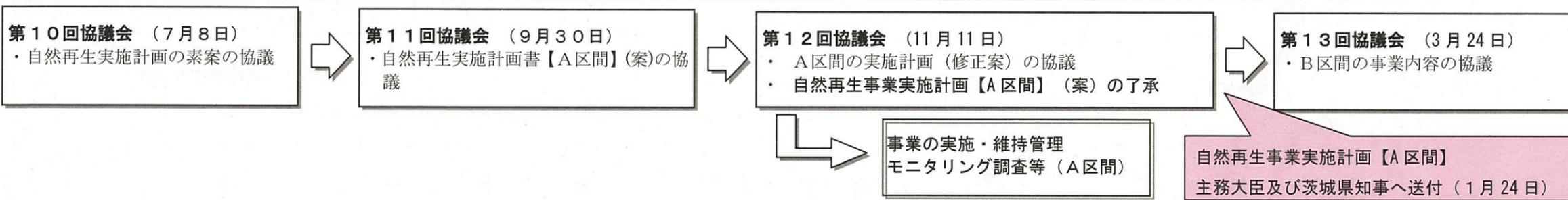
平成16年度



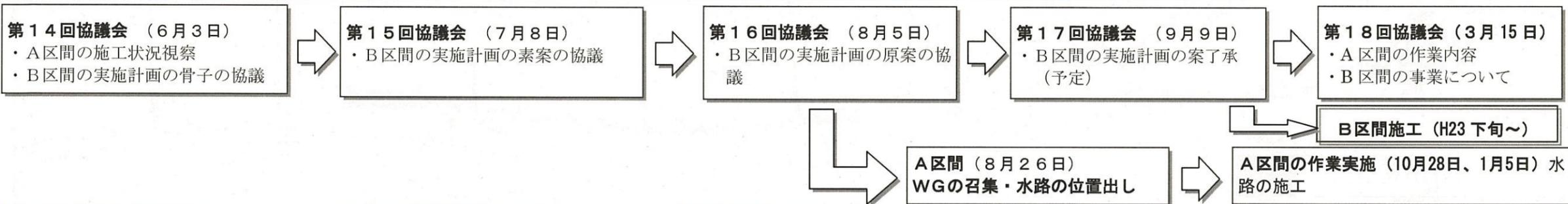
平成17年度



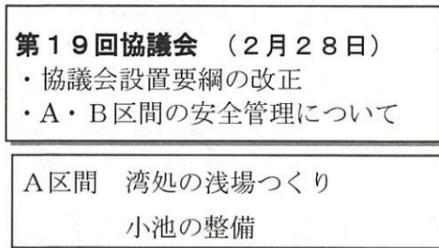
平成18年度



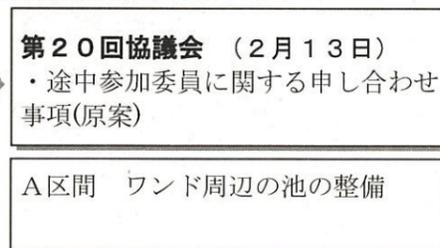
平成19年度



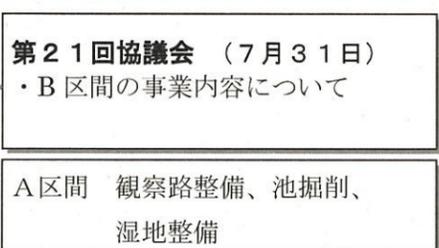
平成20年度



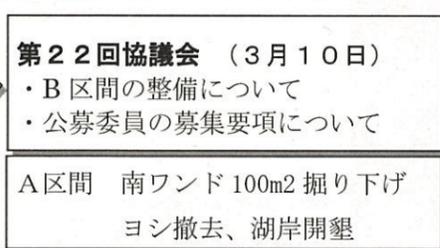
平成21年度



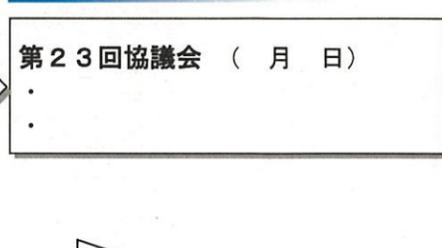
平成22年度



平成23年度

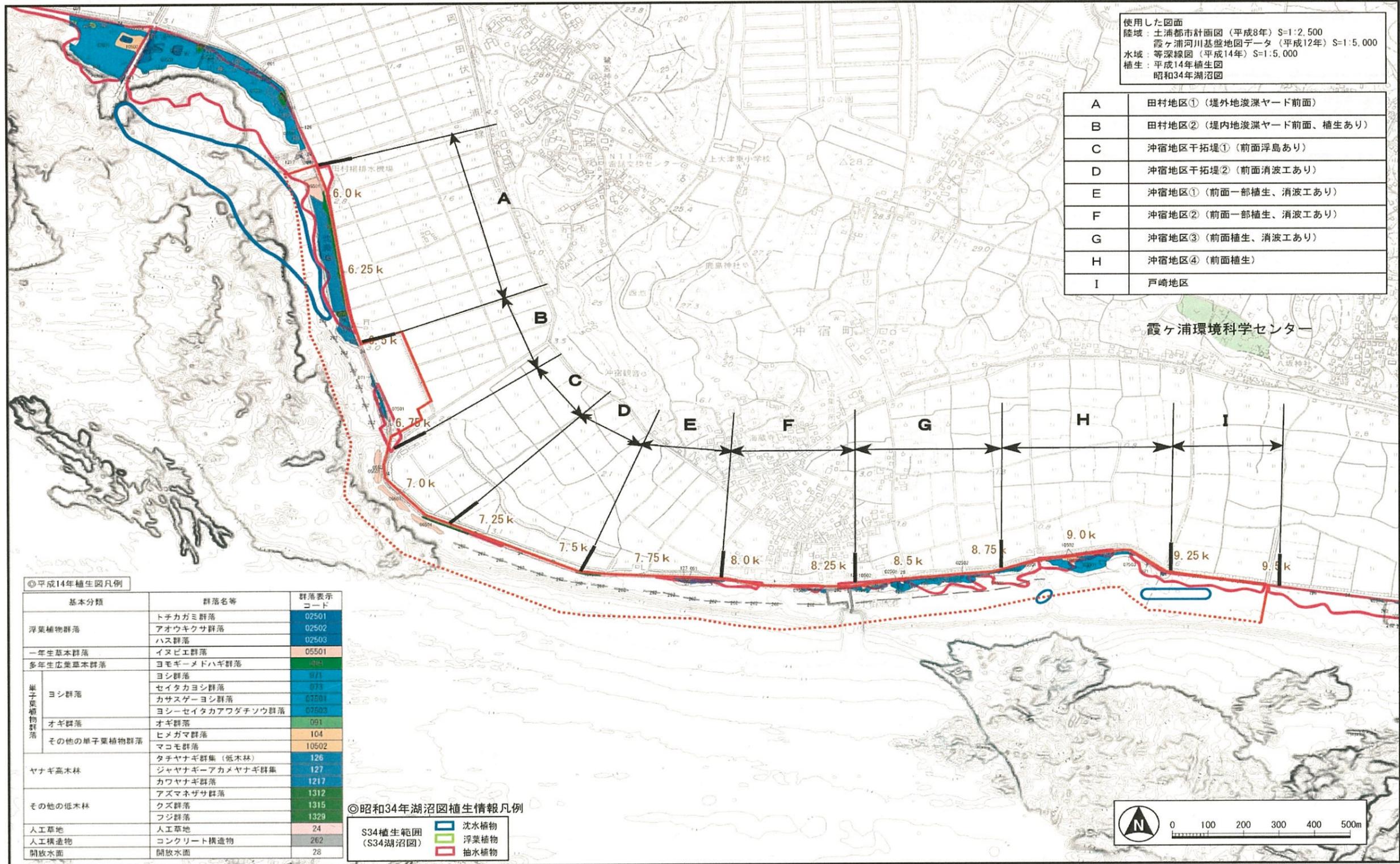


平成24年度以降



A区間の完了 水路掘削作業・草刈り作業・モニタリング等の継続実施

区間割り図



対象区域の区間区分